▶ 3 非行の防止・学校と連携した修学支援等のための取組

◆ 現状と本市における取組の方向性

国内のほとんどの生徒が高等学校等に進学する状況にありますが、その一方で、令和元 (2019)年の少年院入院者の約25%、入所受刑者の約35%が中学校卒業後に高等学校に 進学していません。

また、非行等に至る過程で又は非行等を原因として、高等学校を中退する生徒も多く、令和元(2019)年の少年院入院者の約40%、入所受刑者の約25%が高等学校を中退している状況にあります。

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校等へ進学しない者や中退する者に対する就労支援を実施するとともに、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導や少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、BBS会等の民間ボランティアの協力による学習支援等を実施してきました。

将来を担う少年たちの健全育成を図るため、学校や地域において非行や犯罪の未然防止や早期の対応を行うとともに、非行を繰り返さないよう、必要な支援へ繋いでいくことが重要となります。

このため、本市においても、関係機関と連携を図りながら、非行の未然防止に向けた取組 を推進するとともに、非行や犯罪をした少年が社会へ復帰し自立するために、進学・復学支 援、就労に向けた支援、地域における居場所づくり等の取組を進めていきます。

◆ 再犯の防止等に関連する本市の取組

① 修学支援等に関する取組

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置

全市立学校にスクールカウンセラーを、全市立小学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒及び保護者に対して学校の教員とともに教育相談を実施します。また、児童生徒が少年院や少年鑑別所を出院・退所して学校に復学する際等、必要に応じて関係機関と連携して支援することにより、児童生徒や保護者の不安や悩みの早期解消を図ります。

(教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室)

・さいたま市若者自立支援ルームにおける取組(再掲)

「さいたま市若者自立支援ルーム」において、社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施します。

(子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課)

・子どもケアホームにおける取組

「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を実施します。

(子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課)

・生活困窮世帯の子どもの学習支援における取組

世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習 支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支 援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施します。

(保健福祉局 福祉部 生活福祉課)

・美園中学校分教室(国立武蔵野学院)における取組

生徒の基礎学力の向上を図るとともに、生徒1人ひとりの個性の伸長と望ましい人格の完成を目指し、学院職員と連携・協力して支援を実施します。

(教育委員会事務局 学校教育部 指導1課)

② 非行防止に関する取組

・薬物乱用防止に関する指導の実施

全ての市立小・中・高等・中等教育学校において、警察職員、学校薬剤師等の関係機関と連携して「薬物乱用防止教室」を実施し、児童生徒が様々な薬物とその乱用による健康への害や、薬物に手を出さないと決意をすることの大切さについて理解する機会を設けます。

(教育委員会事務局 学校教育部 指導1課) (教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課)

・非行防止教室の開催

児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として、学校が保護者、地域、警察、少年鑑別所等の関係機関等と連携した「非行防止教室」を開催します。児童生徒の規範意識の醸成、他者を思いやる等の豊かな心の育成、安全な生活を営もうとする態度や習慣の形成、判断力の育成をもって、児童生徒の健全育成を図ります。

(教育委員会事務局 学校教育部 指導2課)

・学校と保護司の連携した取組

「社会を明るくする運動」の一環として、保護司による青少年の健全育成や非行予防に向けた講演会の開催支援や、地区担当保護司と学校との情報交換を行います。また、保護司会が児童生徒に標語入りポスターや作文コンクールの作品募集を行う支援をします。

(教育委員会事務局 学校教育部 指導2課)

・SNSを活用した相談窓口における取組

市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に、悩みや全般の相談をSNSで受け付け、悩みの深刻化を未然に防ぎ、必要に応じて、市の相談窓口等を紹介することにより、継続的な相談につなげます。

(教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室)

・さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組

悩みや不安を抱える児童生徒や、子どもに関する悩みを抱える保護者のSOSを受け止めるため、24時間フリーダイヤルで電話相談を実施します。

(教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室)

・いじめ防止対策推進条例に基づく取組

「さいたま市いじめのないまちづくりネットワーク」を設置し、いじめ防止に向け、関係 団体等との連携を図り、市が実施するいじめ防止等の取組を推進します。また、啓発品を 作成し、広く周知活動を実施します。

(子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課)

・市内学校におけるいじめ防止対策に関する取組

市立各学校において、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応について組織的な取組を実施します。

また、スクールロイヤーを活用し、児童生徒向けに、いじめについての理解を深め、法的な側面からいじめを未然防止することを目的とした授業を実施するとともに、学校や教職員向けに、いじめの問題への教職員の対応や学校の法的責任等について学ぶための研修会を実施します。

さらに、保護者を対象に、いじめの問題についての知識を深め、学校と協力したいじめの早期発見・早期対応につなげるため、「いじめノックアウトセミナー」を開催します。

(教育委員会事務局 学校教育部 指導2課)

・青少年の健全育成・非行防止のための意識啓発に関する取組

青少年の健全育成と非行防止について市民への啓発を図るため、青少年の健全育成・非行防止を目的とした事業を実施するとともに、地域の関係団体等と連携し、非行のない社会環境を創るため意識啓発活動を実施します。

(子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課)

・暴力団排除リーフレットの配布

青少年の暴力団への加入防止及び暴力団による犯罪の被害防止のため、市立の中学校、高等学校等の生徒に対し暴力団排除に関するリーフレット等の配布等により、暴力団排除の重要性を認識させるための啓発を実施します。

(市民局 市民生活部 市民生活安全課)

・万引き防止対策の取組

万引きは犯罪であることを啓発し、誰もが万引きに手を染めることがないよう、埼玉県 警察等と連携して、万引き防止対策に取り組みます。

(市民局 市民生活部 市民生活安全課)

【国の取組】 さいたま少年鑑別所(さいたま法務少年支援センター 「非行防止相談室ひいらぎ」)の取組

さいたま少年鑑別所は『さいたま法務少年支援センター「非行防止相談室ひいらぎ」』として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の皆さまと連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援等に取り組んでいます。相談等の依頼は、子どもから大人まで幅広くお受けしています。

1 能力・性格の調査

関係機関・団体、御本人、御家族からの依頼を受けて心理検査や適性検査を 行います。また、依頼があれば、御本人や御家族、支援者の方にも、結果を分かり やすく説明します。

2 問題行動の分析や指導方法等の提案

問題行動等でお困りのことについて、面接や心理検査等を行った上で、どうして 問題行動が生じているのか、どのように指導・支援に当たればよいのか等につい て提案します。

- 3 御本人や御家族に対する心理相談
 - 関係機関・団体、御本人、御家族からの依頼を受けて、御本人や御家族の方と の心理相談を行います。
- 4 事例検討会 (ケース会議) 等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、問題行動等のある方の支援に関する事例 検討会(ケース会議)等に参加し、見立てや指導方法に関する助言・提案を行い ます。

5 研修・講演

地方公共団体、学校、福祉、更生保護等の関係機関・団体の皆さまが主宰する 研修会・講演会等で、非行・犯罪、子育ての問題、思春期の子どもの行動理解と 教育方法や指導方法等について分かりやすく説明します。

6 法教育授業等

児童生徒等を対象として、非行少年に対する司法手続や処分の種類・内容等について、法教育授業(いわゆる「出前授業」)を行うほか、教員の方への研修もお受けしています。

当センターでは、地域の非行・犯罪防止に向けて心理職や教育職が支援を行っています。当センターの支援の大きな特徴は、

- ①長年、非行少年や犯罪者の心理分析、教育等に携わる中で培った問題行動の理解と対応に関する専門性を生かしたものであること
- ②対象者の年齢や立場(法的地位)を問わないこと(小学生の家庭や学校でのトラブルから,刑事施設を出所した高齢者・障害者等まで幅広く対応)
- ③無料で利用できること の3つです。

当センターの相談室は、さいたま少年鑑別所に併設されているほか、サテライト(さいたま新都心合同庁舎2号館1階)も御利用いただけます。

当センターの「非行防止相談室ひいらぎ」という名前には、寒い冬を耐え抜く柊(ひいらぎ)から「柊のようにたくましく生きていけるよう支援したい」との願いが込められています。



○さいたま法務少年支援センター「非行防止相談室ひいらぎ」

所在地: さいたま市浦和区高砂3-16-36 (さいたま少年鑑別所に併設)

受 付:月曜日から金曜日(祝休日を除く)

午前9時00分~11時45分 午後1時00分~4時30分

電 話:048-862-2051 (相談室直通)

○さいたま法務少年支援センター「非行防止相談室ひいらぎ」サテライト

所在地: さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館1階)

▶ 4 犯罪をした者等の特性に応じた支援等のための取組

◆ 現状と本市における取組の方向性

再犯の防止等に資する支援を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容に加えて経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等、1人ひとりの特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な支援を継続的に実施することが重要です。

国においては、性犯罪者、暴力団関係者、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性等、それぞれの対象者の特性に応じた指導・支援の充実や、犯罪被害者の視点を取り入れた指導・支援等の実施を図っています。

本市においても、国や埼玉県等と連携を図りながら、少年・若年者に対する支援、女性の 抱える問題に応じた支援、発達上の課題を有する者に対する支援等、対象者の特性に応じ た支援を進めていきます。

◆ 再犯の防止等に関連する本市の取組

① 少年・若年者に対する支援等に関する取組

・なんでも子ども相談窓口における取組

子ども家庭総合センターにおいて、おおむね15歳までの子どもとその保護者及び関係者を対象に、子どもや家庭に関するあらゆることについて相談できる窓口として「総合相談員」を配置し、電話や来所による相談にワンストップで対応します。

(子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課)

・なんでも若者相談窓口における取組

子ども家庭総合センターにおいて、主に中高生から30代までの方及びその家族・関係者を対象に、学校、仕事、生活上の悩みや困りごとについて相談できる窓口として相談員を配置し、電話や来所による相談にワンストップで対応します。

(子ども未来局 子ども家庭総合センター 総務課)

・SNSを活用した相談窓口における取組(再掲)

市立中・高等・中等教育学校の生徒を対象に、悩みや全般の相談をSNSで受け付け、悩みの深刻化を未然に防ぎ、必要に応じて、市の相談窓口等を紹介することにより、継続的な相談につなげます。

(教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室)

・さいたま市24時間子どもSOS窓口における取組(再掲)

悩みや不安を抱える児童生徒や、子どもに関する悩みを抱える保護者のSOSを受け止めるため、24時間フリーダイヤルで電話相談を実施します。

(教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室)

・児童相談所における取組

児童相談所において、児童に関する様々な問題について相談に応じ、また警察や学校等の関係機関との十分な連携のもとに、児童が抱える問題あるいは真のニーズ、置かれた環境等を的確に捉え、個々の児童や家庭に効果的な支援を実施します。

(子ども未来局 子ども家庭総合センター 北部・南部児童相談所)

・さいたま市若者自立支援ルームにおける取組(再掲)

「さいたま市若者自立支援ルーム」において、社会生活を営むうえで困難を有する若者を対象に、その個人の状態に合わせた自立支援プログラムを段階的に実施し、就労や復学へ向けて円滑な自立が果たせるよう継続的な支援を実施します。

(子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課)

・子どもケアホームにおける取組(再掲)

「子どもケアホーム」において、家庭環境や学校での交友関係等様々な理由により心理的な問題を抱え、社会生活への適応が困難となり、生きづらさを感じている子どもに、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、就学・就労準備等、自立に向けた総合的な支援を実施します。

(子ども未来局 子ども家庭総合センター 子ども家庭支援課)

・生活困窮世帯の子どもの学習支援における取組(再掲)

世代間の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習支援をはじめ、他の利用者や学習 支援員らと交流できる居場所づくり、進学に関する支援、高校生の中退防止に関する支 援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を実施します。

(保健福祉局 福祉部 生活福祉課)

② 女性の抱える問題に応じた支援等に関する取組

・さいたま市DV相談センターにおける取組

配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、その支援に関する基本的な情報を提供するとともに、一時保護等の後に地域での生活を始めた被害者に対し、事案に応じて適切な支援を行うため、関係機関等の連絡調整を行う等、身近な相談窓口として継続的な支援を実施します。

(市民局 市民生活部 人権政策・男女共同参画課)

③ 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等に関する取組

・発達障害者支援センターにおける取組

発達障害がある方が自分らしさを発揮し、充実した生活を送れるよう、関係機関と連携しながら、相談支援、社会参加支援等を行うとともに、地域の支援体制の充実を図ります。

(保健福祉局 福祉部 障害者総合支援センター)

▶ 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進

◆ 現状と本市における取組の方向性

地域における再犯の防止等に関する施策の実施は、保護司、更生保護女性会、BBS会等、多くの更生保護ボランティアによって支えられています。また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体による支援活動も行われており、こうした活動によって、地域社会における「息の長い|支援が形作られてきました。

これらの更生保護ボランティアや民間団体等の民間協力者は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠かせない存在となっています。

このため、本市においても、民間協力者との連携をこれまで以上に深めるとともに、再犯の 防止等の活動を促進するための取組を進めていきます。

◆ 再犯の防止等に関連する本市の取組

① 民間団体等に対する支援

・更生保護関係団体への支援

更生保護事業の円滑な実施と同事業に対する市民の理解と協力を促進するため、保護司会、更生保護女性会等に対する補助を行うことにより、健全な運営及び更生を助長する地域活動の振興を図ります。

(保健福祉局 福祉部 福祉総務課)

・青少年関係団体への支援

青少年関係団体に対する補助を行うことにより、健全な運営及び青少年の健全育成を助長する地域活動の振興を図ります。

(子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課)

・埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に関する取組(再掲)

更生保護関係機関、地方公共団体、司法関係機関、医療・福祉関係機関等で構成される埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会に参画し、社会復帰支援の取組状況や課題等を構成員間で共有することにより連携を図ります。

(保健福祉局 福祉部 生活福祉課)

【民間の取組】 更生保護ボランティアについて

●更生保護とは

更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動です。 更生保護行政は法務省の保護局が所管し、更生保護の事務をつかさどる地方支分部局として地方更生保護委員会(全国8か所)と保護観察所(全国50か所)が設けられています。

更生保護の活動は、国の機関だけでは十分な効果を上げることが難しく、保護 司を始めとした更生保護ボランティアの協力を得て行われています。

● 保護司

保護司は、国家公務員である保護観察官と協働して犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。それぞれの地域にあって、地域の事情等をよく理解しているという特性を生かし、保護観察を受けている人と面接して助言や指導をしたり、刑事施設や少年院に入っている人の帰住先の生活環境の調整を行ったりするほか、地域の犯罪予防活動にも取り組んでいます。保護司は、非常勤の国家公務員の身分を有していますが、給与は支給されていません。全国で約4万7,000人、さいたま市内で約210人の保護司が活動しています。

●更生保護女性会

更生保護女性会は、女性としての立場から、地域の犯罪予防活動や更生支援を行うボランティア団体です。家庭や非行問題を考えるミニ集会のほか、子育て支援の活動等、多様な活動を展開しています。全国に約1,300の地区会があり、会員数は約15万3,000人です。さいたま市内には、4つの地区会があり、約350人が活動しています。

● BBS会

BBS (Big Brothers and Sisters Movementの略)は、非行等の様々な問題を抱える少年に、兄や姉のような身近な存在として接し、相談相手となって、少年の自立を支援する「ともだち活動」等の非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。全国に約500のBBS会があり、会員数は約4,500人です。さいたま市内には2つのBBS会があり、約45人が活動しています。

●協力雇用主

犯罪や非行をした人の立ち直りには、就労先の確保が必要です。協力雇用主は、犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用し、又は雇用しようとする事業主です。

全国で約2万2,000の事業主、さいたま市内では約130の事業主が協力雇用主となっています。

また、特定非営利活動法人埼玉県就労支援事業者機構が、協力雇用主への支援事業等を実施しています。



地域の関係機関・関係団体の代表者を招いて更 生保護サポートセンターにおいて更生保護に関す る連絡協議会を開催する保護司の方々



更生保護施設でのレクリエーション の際に食事作りのボランティアをす る更生保護女性会員

(2) 広報・啓発活動の推進等

◆ 現状と本市における取組の方向性

犯罪をした者等の社会復帰のためには、社会において孤立することのないよう、市民の理解と協力を得ながら、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

国においては、保護観察所が中心となり、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする「社会を明るくする運動」を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動等を実施しています。埼玉県における参加者は、年々増加傾向にあり、本市においても市内でのキャンペーンに参画する等、この運動に協力しています。

引き続き、社会を明るくする運動や犯罪予防に関する啓発活動等、再犯の防止等に係る広報・啓発活動を推進していきます。

◆ 再犯の防止等に関連する本市の取組

① 再犯の防止等に関する広報・啓発活動の推進

・社会を明るくする運動に関する取組

「社会を明るくする運動」に協力し、市内でのキャンペーン等に参画する等、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生について理解を深める取組を推進します。

(保健福祉局 福祉部 福祉総務課)

(子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課)

・青少年の健全育成・非行防止のための意識啓発に関する取組 (再掲)

青少年の健全育成と非行防止について市民への啓発を図るため、青少年の健全育成・非行防止を目的とした事業を実施するとともに、地域の関係団体等と連携し、非行のない社会環境を創るため意識啓発活動を実施します。

(子ども未来局 子ども育成部 青少年育成課)

・「薬物乱用防止キャンペーン|活動の支援(再掲)

薬物乱用の防止及び医薬品の正しい使用を啓発する活動等に対する支援を実施します。

(保健福祉局 保健部 食品·医薬品安全課)

・刑を終えて出所してきた人の人権問題の啓発

人権教育及び人権啓発推進さいたま市基本計画に基づき、人権教育や啓発等の各種施策を推進し、刑を終えて出所した人の人権に関する普及啓発を実施します。

(市民局 市民生活部 人権政策:男女共同参画課)

・協力雇用主について企業等に周知する取組(再掲)

市ホームページへの掲載や広報用チラシ等を設置する等、協力雇用主への支援制度等の広報を実施します。

(経済局 商工観光部 労働政策課)

② 民間協力者に対する表彰

・保護司の表彰

さいたま市社会福祉大会において、長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。

(保健福祉局 福祉部 福祉総務課)